

1 国民健康保険

国民健康保険税

●納税通知書を送付

令和6年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者（世帯主）に7月中旬に送付します。

●保険税の納期

普通徴収（納付書、口座振替で納められる方）の納期は9回です。

1期	7/31
2期	9/2
3期	9/30
4期	10/31
5期	12/2
6期	12/25
7期	1/31
8期	2/28
9期	3/31

※保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。

【口座振替手続き方法】

振替口座 市内に支店のある銀行などの口座

手続場所

- ① 国保医療課・税務課・収納課窓口（持ち物）キャッシュカード
- ※但馬銀行は除く。
- ② 金融機関窓口（持ち物）通帳使用印
- ※特別徴収（年金からの天引き納付）の場合は、偶数月に支給年金から天引きされます。

●保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病などのため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

問合せ先 税務課 ☎ 8712

国民健康保険被保険者証の更新

8月1日に被保険者証が更新されます
（現在お使いの被保険者証（若竹色）の有効期限は7月31日までです。）

氏名	姓 名	姓 名	姓 名
生年月日	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日
国民健康保険被保険者証	記号	番号	（姓 名）
交付年月日	交 付 年 月 日	交 付 年 月 日	交 付 年 月 日
世帯主氏名	世 帯 主	世 帯 主	世 帯 主
被保険者番号	被 保 険 者 番 号	被 保 険 者 番 号	被 保 険 者 番 号
交付番号	交 付 番 号	交 付 番 号	交 付 番 号

●新しい被保険者証（空色）の送付時期

7月中旬以降
方法 特定記録郵便で世帯ごとに郵送
※7月末までにお手元に届かない場合は、国保医療課へお問い合わせください。

●70歳以上75歳未満の方の被保険者証
70歳から74歳までの被保険者様には、「負担割合（一部負担金の割合）」が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

2 後期高齢者医療保険

保険料額を通知

令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

災害で大きな損害を受けたときや所得の著しい減少があったとき、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。

新しい被保険者証を送付

●被保険者証と更新時期

後期高齢者医療被保険者証

有効期限	令和00年00月00日
交付年月日	令和00年00月00日
被保険者番号	00000000
氏 名	姓 名
生年月日	生 年 月 日
国民健康保険被保険者証	記号
交付年月日	交 付 年 月 日
世帯主氏名	世 帯 主
被保険者番号	被 保 険 者 番 号
交付番号	交 付 番 号

更新時期 8月1日
発送時期 7月中旬以降
簡易書留郵便で送付

※新しい被保険者証が届いたら、古い保険者証は破棄してください。
なお、保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

●医療費の一部負担金の割合

被保険者証またはマイナンバーカードを医療機関などの窓口で提示することで、かかった医療費のうち、被保険者証に記載の一部負担金割合（1割～3割）の支払いで治療を受けることができます。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯の被保険者の令和5年中（令和5年1月～12月）の所得により算出された令和6年度の市民税課税所得額と、令和5年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される場合があります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証

下の表に該当する方は、各負担割合の認定証を提示することで医療機関などごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）。

各認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい認定証を被保

3 介護保険

65歳以上の方の介護保険料は、世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。基準額は3年ごとに見直しされ、今年度は改定の年になります。各所得段階の保険料額は、表の通りです（第1、2、3段階の介護保険料は、公費によって保険料の負担軽減が行われています）。

7月中旬以降に令和6年度介護保険料決定通知書を送付しますので、詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

保険料基準額

6500円（月額）×12カ月

＝7万8千円（年間）

問合せ先 長寿介護課 ☎ 8788

険者証と一緒に送付する予定です。

負担割合	負担割合・所得区分	窓口で提示するもの
1割	低所得Ⅰ・Ⅱ（世帯全員が住民税非課税）	●限度額適用・標準負担額減額認定証 ●被保険者証
3割	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ	●限度額適用認定証 ●被保険者証

問合せ先 国保医療課 ☎ 8796、兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター ☎ 078・326・2021

国民健康保険財政の健全化のためにご協力を！

病気の早期発見・予防のため、年に一回、特定健診やがん検診を受けましょう

町ぐるみ健診や市内の指定医療機関で受けることができます。なお、20歳以上の方（40歳以上社会保険加入者を除く）は、町ぐるみ健診で特定健診を無料で受診できます。詳細は「健康ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。

医療機関や薬局に行く際はお薬手帳をお忘れなく

お薬手帳を提示することで、薬の重複服用や不適切な飲み合わせを防ぐことができるほか、調剤費が安くなる場合があります。

かかりつけ医に相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に製造された薬で、一般的な価格は新薬の2～5割程度になるため、被保険者の負担が減り、医療費全体も抑えられます。

診療時間内受診にご協力ください

加西市は、こども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っており、医療機関を受診しやすい環境にありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようご協力をお願いします。

「限度額適用認定証」の申請

限度額適用認定証の提示により、入院時の医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。有効期限は7月31日となっていますので、引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください。

※所得の区分によっては証が交付されない世帯もあります。

申請時期 7月1日（月）以降随時

申請場所 国保医療課

必要なもの 被保険者証

※マイナンバーカードを保険証として使用されている方は限度額適用認定証の申請手続きは必要ありません。オンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することにより限度額が適用されます。

※住民税非課税世帯（70歳未満）および低所得者Ⅱの方が90日を超える入院をされた場合は、別途申請手続きが必要になります。

問合せ先 国保医療課 ☎ 8721

●65歳以上の方の介護保険料（令和6年度）

所得段階	対象となる方		基準額に 対する割合	年額
1	・生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入＋ 合計所得金額が 80 万円以下の方		× 0.285	22,230 円
2	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	× 0.485	37,830 円
3		課税年金収入＋合計所得金額が 120 万円を超える方	× 0.685	53,430 円
4	本人は市民税非課税で、 本人以外の世帯の誰かが 市民税課税	課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下の方	× 0.9	70,200 円
5		課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超える方	× 1.0	78,000 円
6	本人が市民税課税	合計所得金額が 120 万円未満の方	× 1.2	93,600 円
7		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	× 1.3	101,400 円
8		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	× 1.5	117,000 円
9		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	× 1.7	132,600 円
10		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	× 1.9	148,200 円
11		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	× 2.1	163,800 円
12		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	× 2.3	179,400 円
13		合計所得金額が 720 万円以上の方	× 2.4	187,200 円